平成２５年（フ）第３４７号
兵庫県西宮市今津久寿川町７番14―201号、前住所兵庫県西宮市今津曙町12番27―201号
債務者　花口　伸一
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第８号
島根県益田市下本郷町202番地３
債務者　大河　正夫
1　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２５年（フ）第４２８号
広島市南区東雲２丁目15番13―318号
債務者　武居　保政
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０８号
沖縄県那覇市字小禄345番地　松島アパート102
債務者　田尻　　歩
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１８０号
石川県かほく市木津ニ106番地、従前の住所金沢市高畠１丁目396番地２
債務者　庄田　昌平
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１８１号
石川県かほく市木津ニ106番地、従前の住所金沢市高畠１丁目396番地２
債務者　庄田　信子
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１８２号
石川県かほく市木津ニ106番地、従前及び従前々々の住所金沢市高畠１丁目396番地２、従前々の住所石川県野々市市粟田１丁目50
債務者　庄田　昌泰
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１８３号
石川県河北郡内灘町字千鳥台３丁目201番地11
債務者　庄田　尚樹
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２００号
石川県かほく市松浜ホ66番地
債務者　金丸　　剛
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２０１号
石川県かほく市松浜ホ66番地
債務者　金丸佐和子
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１４１号
福井県坂井市坂井町下兵庫第60号10番地甲
債務者　寺澤公美子
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５６号
福井県越前市北町第46号１番地の23
債務者　長尾恵美子
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５７号
福井県丹生郡越前町織田第77号８番地　南団地１－２号
債務者　牧野　良美
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５８号
福井市日之出５丁目９番30号　スターＹ＆Ｋ101号室、旧住所福井市春日１丁目４番８号
債務者　江端　　淳
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５２号
長野県諏訪市大字中洲3864番地３
債務者　濵　　会美
1　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第５８２号
名古屋市東区大幸３丁目16番26号　ヤマト運輸名古屋東寮527号
債務者　土屋　正明
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１３号
兵庫県明石市魚住町清水428番地の１　ソフィア清水Ｃ―202号、前住所兵庫県明石市魚住町錦が丘１丁目８番地の19　ディアス錦が丘202号
債務者　柴田　貴司
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係